

バス運転士担い手確保広報業務委託仕様書

1 委託業務名

バス運転士担い手確保広報業務

2 業務目的

深刻化するバス運転士の担い手不足によって、京都市域において路線バスの減便等が相次いでいる。人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、市民や観光客等の円滑な移動の確保に向けて、バス運転士の担い手を確保する必要がある。

本業務は、職業としての路線バス運転士のイメージアップを図るとともに、路線バス運転士として働く新しい担い手の発掘を目的に、動画広告の作成・発信及び京都市内を運行する路線バスの車体広告を活用した情報発信について委託するものである。

3 委託業務の内容

(1) 動画広告による啓発（イメージアップ）

ア 職業としてのバス運転士のイメージアップを図るため、訴求力の高い動画広告を作成すること（1分程度×3本程度）。動画内容については、本市が令和5年度に実施した「#もしもあの時、バス・タクシーがなかったらキャンペーン」で投稿された路線バスにまつわるエピソードを活用したものとすること。そのほか、より効果的な動画内容についての提案も認めることとする。ただし、特定の事業者を連想させる表現やデザインは用いないこと。

（参考URL）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000323/323906/shiryo.pdf>

※動画広告の製作費は委託料に含む。

イ 作成した動画広告について、バス運転士の担い手となり得る対象に対して効果的に訴求できるよう、SNSや動画配信サイト等での発信について提案すること。

※広告掲出料は委託料に含む。また、費用を支払う際に生じる諸経費（銀行の振込手数料等）は受託者負担とする。

ウ 広告として流す動画の企画立案、動画等の構成、台本作成、演出、出演者交渉、スケジュール調整、素材作成、取材、撮影、編集、BGM音響作成、著作権の処理、撮影に係る許可等の業務の一切を行うこと。

エ 動画広告を見た人が「路線バスの運転士は社会貢献度が高くやりがいのある仕事だ」と思えるような内容とすること。

オ 広告配信後に、表示回数、クリック数、閲覧者の属性（性別、年齢、特性など）を分析し、広告の効果検証と今後の課題と動画広告に関する提案等について報告書を提出すること。

(2) 車体広告を活用した求職喚起

ア 京都市を運行する路線バスの車体広告に表示する訴求力の高い広告デザイン、メッセージを検討するとともに、車体広告を製作すること。ただし、特定の事業者を連想させる表現やデザインは用いないこと。

※広報物の製作費（印刷費用等を含む）は委託料を含む。

イ 広告掲出先は以下のとおりとし、掲出期間は6か月とする。

なお、活用する車両については、業務受託候補者選定後、本市及びバス事業者と協議のうえ決定する。

- ・京都市営バス（2両程度）
- ・京都市内を運行する民間バス（各社1両、計8両程度）

※広告掲出料、施工費、撤去費等、掲出に係る一切の費用は委託料を含む。また、費用を支払う際に生じる諸経費（銀行の振込手数料等）は受託者負担とする。

ウ 広告の内容は、広告を見た人が京都市の路線バス運転士に興味を持つような、訴求力の高い、印象に残るものとする。

エ 広告のデザインは、「京都市屋外広告物等に関する条例」に適合するものとし、最終的なデザインは本市（都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課）及び各バス事業者と協議を行うこと。また、デザイン作成に当たっては、「車体広告に関する手引」「車体広告をデザインする前に」を参照すること。

（参考URL）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000099/99803/r0501-syataitebiki.pdf>

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000099/99803/0508syataikoukoku-design.pdf>

オ 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、以下に該当しないよう留意すること。

- ① 安全性に影響を及ぼす広告（ストーリー性のあるものや人物の顔写真、二次元コードを使用したものなど）
- ② 都市景観に悪影響を及ぼす広告（地色が極端な原色を使用したものや多くの色数を使用したものなど）

カ ラッピング箇所は、フルラッピングとする。デザインの大きさは、各バス事業者が定める規定及び関係する法令等を遵守し、調整すること。

キ ラッピングの取付け及び撤去については、施工業者の選定を含め、各バス事業者と調整すること。

ク ラッピングフィルム取付け施工時、ラッピングフィルムを破損した場合、又は取付け作業の不具合等により、ラッピングに歪み等が発生した場合、受託者の費用負担により、ラッピングフィルムの取付け施工のやり直しを行うこと。

また、受託者はラッピング完成から委託期間終了時まで、本市及び各バス事業者の責めに帰すべき事由がない限り、ラッピングフィルムの破損又は歪み等が発生した場合は無償で補修、修繕を行うこと。

ケ ラッピングの取付け及び撤去時、バスの車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損した場合は、受託者負担により原状回復を行うこと。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表を作成し、本市へ届け出て承認を得ること。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこと。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図ること。

(4) その他

受託者は、業務終了時に次の成果品を提出すること。

- ア 本委託業務報告書 1部
- イ 各種データファイル 一式
- ウ その他、本市が指示するもの

6 その他

(1) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とすること。

(2) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(3) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りではない。